

七ヶ浜町地球温暖化防止実行計画

平成23年 2月25日 策定

平成24年10月 4日 改正

宮城県 七ヶ浜町

目 次

1．実行計画策定の背景	1
2．基本的事項	2
（1）計画の目的	2
（2）計画の期間及び基準年度	2
（3）対象範囲	2
3．計画の対象とする温室効果ガス・エネルギー	3
（1）対象とする温室効果ガス	3
（2）対象とするエネルギー	3
4．計画の目標	3
5．具体的取組	4
（1）省資源・省エネルギーの推進	4
（2）廃棄物の減量化・リサイクルの推進	5
（3）グリーン購入の推進	6
6．計画の推進及び点検体制	6
（1）推進体制	6
（2）点検体制	6
（3）職員の意識向上の取組	7
7．実行状況の公表	7
（1）公表の方法	7
（2）公表の内容	7
（3）公表の時期	7

1. 実行計画策定の背景

今日、地球温暖化、オゾン層の破壊など、地球環境問題の解決を図ることが、大きな課題となっています。豊かな地球環境を次世代に引き継ぎ、持続可能な地域社会を実現するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会のあり方を見直し、環境への負荷の低減を図っていくことが求められています。

特に地球温暖化の問題が深刻な状況になっています。このような中、平成9年12月に「第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）」が京都で開催され、地球温暖化対策について協議し、地球温暖化の主要因となる二酸化炭素等の温室効果ガスの削減に向けて国際的に取り組む「京都議定書」が採択され、平成17年2月に発効されました。

わが国でも、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成11年4月に施行され、地球温暖化対策の取組に対する国、地方公共団体、事業者及び国民の責務など、地球温暖化対策に関する基本的な事項が規定されました。

平成21年12月 国連気候変動コペンハーゲン会議（COP15）において1990年比で2020年までに温室効果ガスの25%削減という日本の中期目標を表明し、地球温暖化防止の国民運動「チャレンジ25キャンペーン」を展開し、私たち一人ひとりがCO2削減に向けて実践できることを、広く国民に呼びかけています。

このような状況を踏まえ、本町においては、地域における一事業者・一消費者として、環境保全活動に取り組んでいくため、この計画を策定し、環境への負荷の少ない物品の購入・使用、ごみの減量・リサイクル等について、また、温室効果ガスの排出等のための措置に関する計画を併せ、自ら率先して実行する計画を盛り込み、全庁挙げて積極的に展開していくこととしました。

参考

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成20年6月13日法律第67号）（抄）

（地方公共団体実行計画等）

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
（3-7省略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。（9省略）

10 都道府県及び市町村は、毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2. 基本的事項

(1) 計画の目的

本計画は、七ヶ浜町が事業者・消費者の立場で自らが率先して環境負荷を低減するとともに、温室効果ガス排出量の削減を目的とし、さらに町内事業者や町民の積極的な取組みを促し、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

(2) 計画の期間及び基準年度

この実行計画の期間は平成23年度から平成27年度までの5年間とします。また、計画の策定にあたっては、平成20年度を基準年として削減目標等を定めます。

(3) 対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設。さらに指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業の、七ヶ浜健康スポーツセンター(アクアリーナ)・町スポーツ施設・あさひ園も対象とします。

(対象施設一覧)

役場庁舎	学校給食センター	遠山ポンプ場
水道事業所	歴史資料館	君ヶ岡配水場
生涯学習センター	各町立保育所	汚水ポンプ場
遠山境山地区 コミュニティセンター	まつぼっくり広場	町民ほのぼの農園
図書センター	各小中学校	農村・都市 公園
母子健康センター	町内各児童保育館	児童公園(遊園)
七ヶ浜国際村	屋内運動場 (ゲートボール場)	阿川・表浜排水ポンプ場
湊浜管理棟・海水浴場施設・ パトロールセンター	公園墓地 蓮沼苑	阿川沼水質浄化施設
指定管理 あさひ園	指定管理 七ヶ浜健康スポーツセンター・ (アクアリーナ)	指定管理 町スポーツ施設(町民プール・町民 体育館・野球場・など)

3. 計画の対象とする温室効果ガス・エネルギー

(1) 対象とする温室効果ガス

計画の対象とする温室効果ガスは6分類のガスのうち、二酸化炭素とします。

(2) 対象とするエネルギー

対象とするエネルギーは下記のとおりとします。

電気	A重油	灯油	都市ガス
LPガス	ガソリン	軽油	

4. 計画の目標

平成27年度における温室効果ガスの総量削減目標値を、表-1平成20年度(基準年度)に比べ5%削減します。

その他の削減目標を表-2のとおり定めます。

表-1 平成20年度(基準年度)排出実績

項目(単位)		使用量	排出係数	排出量(kg-CO ₂) ×	割合(%)
電 気(kwh)		3,043,323	0.469kg-CO ₂ /kwh	1,427,318	52.39%
燃 料	ガソリン(ℓ)	22,001	2.32kg-CO ₂ /ℓ	51,042	1.87%
	軽油(ℓ)	9,652	2.62kg-CO ₂ /ℓ	25,288	0.93%
	A重油(ℓ)	361,277	2.71kg-CO ₂ /ℓ	979,061	35.93%
	都市ガス(m ³)	0	2.08kg-CO ₂ /m ³	0	0.00%
	LPガス(m ³)	3,698	6.6kg-CO ₂ /m ³	24,407	0.90%
	灯油(ℓ)	87,319	2.49kg-CO ₂ /ℓ	217,424	7.98%
合 計				2,724,540	100.00%

区分	基準年度排出量 平成20年度	削減目標	目標年度排出量 平成27年度
二酸化炭素(CO ₂)	2,724,540kg-CO ₂	5%	2,588,313kg-CO ₂

H20年度 燃料別 CO2排出量割合

H20年度 施設別 電気使用量(CO2排出量)割合

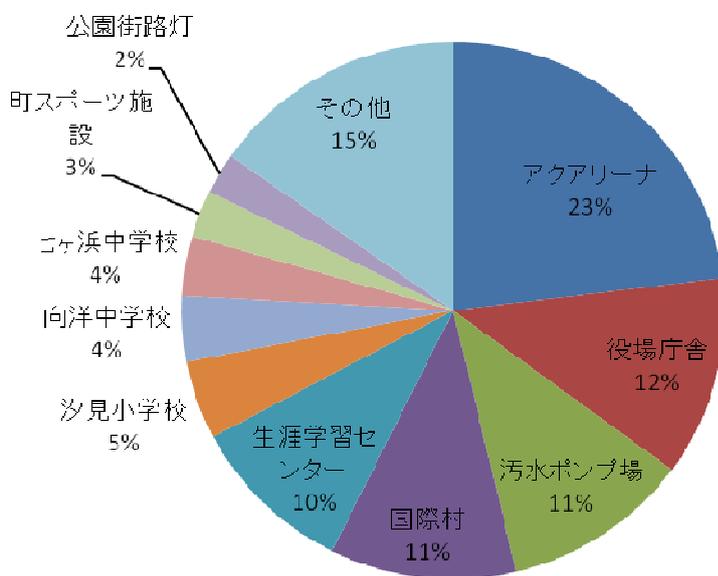
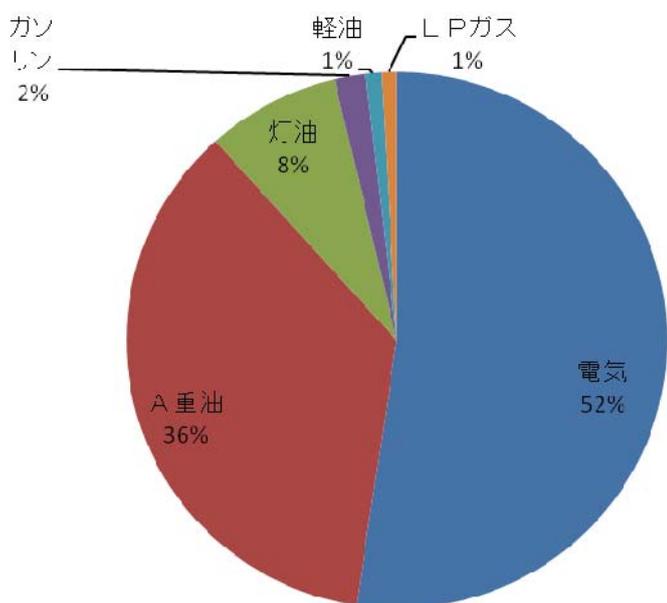


表 - 2 その他の削減目標

項目	基準年の実績	削減目標	目標年度 目標値
コピー用紙購入量(枚)	1,482,000	5%	1,407,900
上水道使用量(m ³)	87,460	3%	84,836

ただし、コピー用紙購入量については、各小中学校を対象外とします。

5. 具体的取組

計画の目標を達成するため、次の行動を推進します。

(1) 省資源・省エネルギーの推進

不要時、不要場所の消灯を徹底します。

OA器具、電気ポット等家電製品の適切なスイッチ管理を行い、使用しないときは電源を切ります。

退室・退庁時には、消灯の確認を行います。
照明効果を考慮し蛍光灯管の間引きをし、夜間の残業では部分点灯を行います。
定時退庁日の定時退庁の徹底等、時間外勤務の縮減に努めます。
空調温度を冷房時28 程度、暖房時20 程度にします。
夏季のクールビズ(軽装)、冬季のウォームビズ(重ね着)を推奨します。
冷暖房時にはブラインド、カーテンを利用し効率を高めます。
空調機器のフィルターを、定期的に(3ヶ月に1度)清掃します。
会議での空調温度設定は、会議の直前に行います。
公用車の点検・整備・維持管理を徹底し、エコドライブを推進します。
環境に配慮したハイブリット車等の低燃費、低公害車の自動車の導入を優先します。
公共施設の緑化を推進します。
計画的、効果的に節水を行います。
燃焼設備の改修等において現に使用している設備で、重油からの転換が可能な場合は、都市ガス等の環境負荷が相対的に少ないものへの転換を図ります。
環境配慮型照明(LEDを含む)を推進します。
省エネ機器導入を推進します。
太陽光発電等、自然エネルギーの普及を推進します。

(2) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進します。
生ごみ処理機の利用を推進します。
両面コピーやミスプリントの裏面再利用の徹底等を行います。
マイ箸の使用を徹底します。
ごみの持ち帰りを徹底します。
物品の使用に当たっては適切な管理や使用方法に従い、詰め替え可能な製品や必要に応じて消耗品の交換や修理により、長期的な利用を図ります。
電子メールを活用し、ペーパーレスに努めます。
使用済み封筒の再利用をし、交換便等に活用します。
不必要な定期発行誌をお断りします。

(3) グリーン購入の推進

エコマークやリサイクルなどの環境ラベルのある商品など、環境に配慮した物品等を優先して購入し、備品及び消耗品を購入する場合は、仕様書等にその旨を表示します。
再生紙利用を推進します。

6. 計画の推進及び点検体制

(1) 推進体制

「推進本部」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行います。

推進本部

町長を本部長、副町長、教育長を副本部長とし、管理職等の構成員をもって組織します。

計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行います。

推進担当者

各課及び出先機関に1名以上の「推進担当者」を設置し、「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、計画の総合的な推進を図ります。

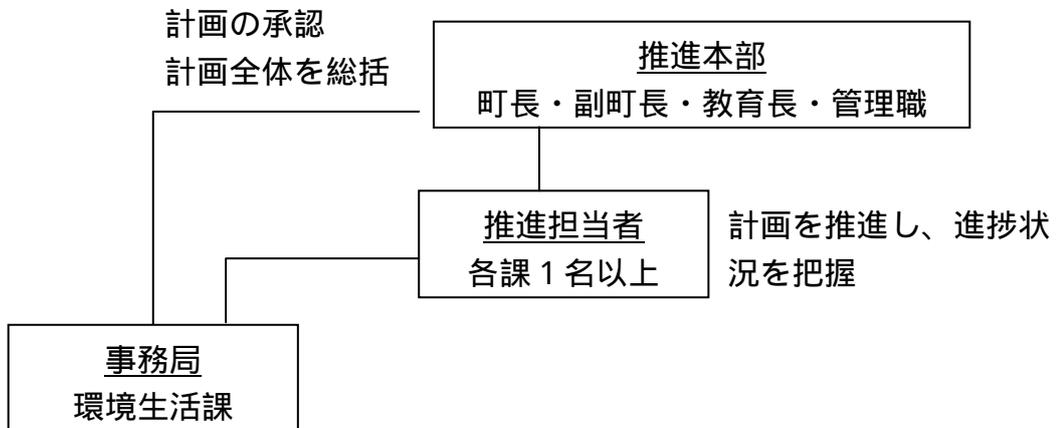
事務局

事務局を環境生活課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

(2) 点検体制

「事務局」は「推進担当者」を経由し、定期的に進捗状況の把握を行い、「推進本部」において年1回の点検評価を行います。

推進・点検体制



(3) 職員の意識向上の取組

本実行計画を实践するうえで、全職員が環境に関する認識を深めることが重要であり、地球温暖化防止活動についての知識の普及に努めます。そのため、庁内LAN等により情報提供を行い、職員の意識啓発に努めます。

7. 実行状況の公表

(1) 公表の方法

町広報紙、及びホームページへの登載等の掲載により行います。

(2) 公表の内容

温室効果ガス総排出量の実績値

温室効果ガス総排出量の目標値に対する達成度

温室効果ガス排出量削減に向けての取組状況

(3) 公表の時期

毎年7月に公表するものとします。

また、計画の見直し等により計画の内容を変更した場合は、当該変更内容の公表は随時行うものとします。